

岡崎墓園の利用を希望するかたへ

1 応募資格

岡崎墓園の墓地区画の利用について申込みをする場合、申込みをするかたは、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ・ 市内に1年以上住所を有していること
- ・ 親族の焼骨を保有していること
- ・ 3年以内に墳墓を設置できる見込みであること
- ・ 申請者又は同一世帯の者が岡崎墓園内に他の墓地区画を利用していないこと

2 申込み

(1) 申込期間

令和7年8月29日（金）～9月12日（金）（土、日曜日は除く）に「岡崎墓園墓地利用申込書兼利用許可申請書」を添付書類とともに岡崎墓園管理事務所に提出してください。

(2) 必要書類

必要なもの	注意事項
岡崎墓園墓地利用申込書 兼利用許可申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要
申請者の住民票の写し (コピー不可)	・ 発行してから3か月以内のもの
親族の焼骨保有を証明できる書類 ※親族であることがわからない場合は、別に親族とわかる書類を確認させていただきます。	●焼骨を自宅で保管している場合 ・ 火葬許可証又は火葬証明書 ●他に焼骨を埋蔵又は収蔵している場合 ・ 埋蔵又は収蔵の事実について、墓地又は納骨堂の管理者が証明した書類（例：埋蔵証明書） (発行してから1年以内のもの)

【注意】

- ・ 代理人による申請書提出をする場合は、委任状を添付してください。代理人のかたは本人確認のための身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

(3) 使用料

利用については、永代使用料及び管理料の納付が必要です。金額については次の表のとおりです。永代使用料は墓地区画の永代的な使用权を認めるうえで、土地の取得や区画の造成費の一部をご負担いただくものです（当初利用許可時のみ）。

管理料は、水道代、花殻などのごみ処理費用、墓地共用部分の清掃、除草などの維持管理費を、墓地区画使用者のかたに毎年ご負担いただくものです。毎年度、6月頃に請求させていただきます（初年度は12月～翌3月までの4か月分を許可と同時に請求いたします）。

区分	永代使用料の額	管理料の額（括弧内は初年度）
2型墓地（2㎡）	1区画につき 160,000円	1区画につき 2,400円（800円）
4型墓地（4㎡）	1区画につき 320,000円	1区画につき 2,700円（900円）
6型墓地（6㎡）	1区画につき 480,000円	1区画につき 3,000円（1,000円）
8型墓地（8㎡）	1区画につき 640,000円	1区画につき 3,300円（1,100円）

3 抽選会

競合した区画については、利用区画を抽選で決定します。

次のとおり抽選会を実施しますので、開始時刻までにお越しください。

抽選会を欠席された場合は、棄権し申込みを取り下げたものとみなします。

(1) 日時

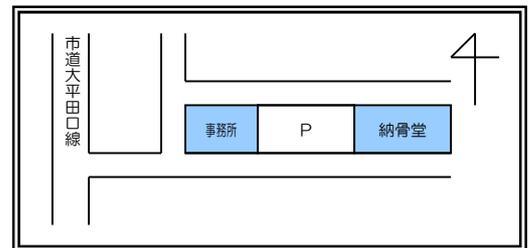
令和7年10月5日（日） 開場 9時30分
抽選開始 10時

(2) 場所

岡崎墓園納骨堂 葬祭室
岡崎市才栗町字流石51番地（岡崎墓園内）

(3) 持ち物

岡崎墓園墓地利用申込書（申請者控）



4 使用料及び利用許可証

(1) 永代使用料の支払い

10月中旬頃に納入通知書を郵送しますので、納期限までに指定の金融機関でお支払いください。期限までに納付がない場合は利用を許可することができません。

(2) 岡崎墓園墓地利用許可証

永代使用料が納入済であることを確認後、12月1日付で利用許可をし、「岡崎墓園墓地利用許可証」を郵送します。許可証は墓地区画の利用権を示す唯一の証書で、遺骨を埋蔵、改葬する場合や使用者変更（承継）などの手続きに必要です。**必ず利用許可を受けた人（使用者）が大切に保管してください。**

(3) 管理料の支払い

岡崎墓園墓地利用許可証に同封し、納入通知書を送付しますので、納期限までに指定の金融機関でお支払いください。初年度は12月1日の利用許可日から4か月分です（次年度以降は毎年6月に1年分をお支払いいただきます）。なお、管理料を納めない期間が5年にわたる場合は墓地利用の許可を取り消します。

5 墓地の利用

(1) 墳墓の設置

墳墓の設置を行うときは、着工7日前までに岡崎墓園管理事務所に「墳墓等設置届」を提出してください。提出書類は次のとおりです。

必要なもの	注意事項
墳墓等設置届	「岡崎墓園墓地利用許可証」と一緒に送付したもの ※本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要
墳墓の見取図	高さ、幅、奥行の寸法、型式、及び施工業者名等を記載したもの

【注意】

- 併せて焼骨を埋蔵する場合には、焼骨等の一覧及び火葬許可証又は改葬許可証等を添付してください。
- 墳墓設置の基準は「岡崎墓園 利用の手引き」をご確認ください。
- 利用の許可を受けてから3年以内に墳墓の設置がない場合は、利用許可の取消し項目に該当しますので、ご承知おきください。

(2) 墳墓設置の報告

墳墓設置の工事が完了したら、設置状況がわかる写真を岡崎墓園管理事務所に提出してください。

(3) 利用権と管理

利用する墓地区画は使用者に永久的利用を認めるもので、墳墓の祭事を主宰する者が承継（引き継ぎ）するほかは、利用権を第三者に譲渡したり、利用区画を転貸したりすることはできません。

また、利用区画内の清掃、墳墓や植栽などの維持管理は、隣接使用者の迷惑にならないように行っていただき、お供えの食べ物はお持ち帰りください。

(4) 各種手続き

墓地を正しく利用していただくために、各種手続きが必要な場合があります。詳細は「岡崎墓園利用の手引き」をご確認ください。

岡崎墓園の利用にあたっては、岡崎市墓園条例、岡崎市墓園管理規則などによるルールがあります。「岡崎墓園墓地利用許可証」とともに配布する「岡崎墓園 利用の手引き」をよくお読みのうえ、正しく利用してください。

6 利用許可の取消と利用権の消滅

次の場合は利用許可を取り消すことがあります。

- 偽り又は不当な手段により墓地の利用の許可を受けたとき
- 墓地の面積2㎡につき1基を越えて墳墓を設置したとき
- 利用区画を他の者に貸し付け、又はその権利を他の者に譲渡したとき
- 利用の許可を受けた日から3年以内に墳墓を設けないとき
- 管理料を5年間納めないとき
- 岡崎市墓園条例、岡崎市墓園管理規則の規定、利用許可に付された条件に従わなかったとき

次の場合は利用権が消滅します。

- 墓地使用者が死亡し、墓地に設けられた墳墓の祭事を主宰する者がいない場合
- 墓地使用者の住所又は生死が不明となり10年を経過した場合
- 墓地使用者が死亡して10年を経過してもなお承継承認の申請がされない場合

7 岡崎墓園管理事務所及び市の担当窓口の所在地

名称	所在地	連絡先
岡崎墓園管理事務所	〒444-3342 岡崎市才栗町字流石51番地	TEL 0564-46-3260 FAX 0564-46-3741
岡崎市保健部 保健政策課	〒444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 (岡崎げんき館2階)	TEL 0564-23-6182 FAX 0564-23-5041